

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

会計実務検定試験規則

(平成 20 年 5 月, 21 年 2 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月改正)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、会計実務の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行う。
- 第 3 条 検定は「財務諸表分析」「財務会計」「管理会計」の 3 科目とする。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 1 回実施する。
- 第 6 条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第 7 条 各科目とも 100 点満点とし、検定に合格するためには、70 点以上の成績を得なければならない。
- 第 8 条 検定に合格した者には、科目ごとに合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様 式

第 号
合 格 証 書
第 級
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回
会計実務検定試験において頭書の
科目に合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 印

- 第 10 条 検定試験受験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

会計実務検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第 2 条 試験規則第 5 条による試験日は、毎年 10 月の第 4 日曜日とする。
- 第 3 条 各科目の試験時間は 90 分とする。
- 第 4 条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
1 科目について高校生は 1,800 円、一般は 2,900 円とする。
- 第 5 条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第 6 条 合格発表は試験施行後 1 か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。